

旭川医科大学リサーチアシスタントの受入れに関する要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和6年7月31日学長裁定)

旭川医科大学リサーチアシスタントの受入れに関する要項の一部を改正する要項

旭川医科大学リサーチアシスタントの受入れに関する要項（平成16年4月1日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(資格)</p> <p>第3 RAとなることができる者は、博士課程に在籍する優秀な学生とする。<u>ただし、原則として、本学の他の職に就いている者は、除くものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和6年7月31日から実施する。</u></p> <p>【改正理由】</p> <p>資格の明確化のため所要の改正を行うものである。</p>	<p>(略)</p> <p>(資格)</p> <p>第3 RAとなることができる者は、博士課程に在籍する優秀な学生とする。</p> <p>(略)</p>